

平成8年2月5日

市民文教委員会

中央区

専決処分（法第180条関係）について

交通事故

番号	専 決 年 月 日	和解及び損害 賠 償 の 額	相 手 方 の 住 所・氏 名	事故発生 年 月 日	事故発生場所 及び事故の内容
1	令和7年 12月15日	和 解 1,810,075円	浜松市中央区 田尻町 A氏	令和7年 6月3日	浜松市中央区 砂山町6番地の1 交通事故（人身・ 物損）
事故の状況		午後1時19分頃、公用車にて市道曳馬中田島線を北進中、浜松駅の高架下北の赤信号で停車後、青信号に変わり発進したが、前方不注意により次の信号で停車中の相手方車両の後部に追突した人身・物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対策		事故を起こした職員へ厳重注意を行い、出発前にゆとりある運転プラン・ルートを立てること、前方車両や周囲の状況を必ず確認して慌てず発進するよう指導した。また、朝礼にて「浜松市公用車 車中八策」を一読するなど、所属職員に交通事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。			

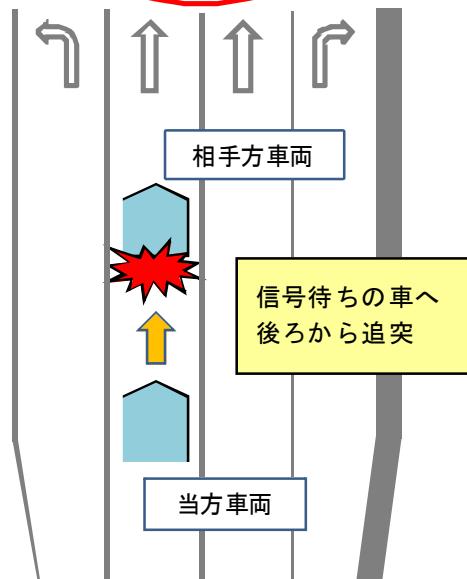
## 現場案内図・見取図

現場案内図



見取図

信号機 (旭町)



信号機 (浜松駅高架下北)

破損・傷害状況写真(ナンバープレート撮影)

当方車両



相手車両



公用車の前部が追突し、リヤバンパー及びバックドアパネルに損傷が生じた。

損傷個所



直進中、前方車両へ追突し、  
フロントバンパーの右側が外れた。